

「評価・検証の目安とする主な項目」の見直し及び「評価・検証の参考とする項目」の設定について

1 「評価・検証の目安とする主な項目」の見直し

- 以下の「評価・検証の目安とする主な項目」については、「第3期岩手県地域福祉支援計画の評価について」(資料1)のとおり、**新型コロナウイルス感染症の影響により、取組の成果を適切に評価することが困難**となっています。

基本方向	項目名	現状値 (H29)
福祉サービス提供の仕組みづくり	生活困窮者自立支援制度新規相談件数のうちプランを作成した割合 (%)	28.3%

- 同じ項目を具体的推進方策指標としている「いわて県民計画 (2019~2028)」政策推進プランにおいては、取組の成果をより適切に評価することが可能な以下の項目に指標を置き換えることとしていることから、本計画においても、同様に、**以下のとおり「評価・検証の目安とする主な項目」を置き換えることとし、これを伸ばしていくことを目指します。**

基本方向	項目名 (見直し後)	現状値 (R2)
福祉サービス提供の仕組みづくり	生活困窮者自立支援制度の人口10万人当たりプラン作成件数 (件/月)	5.5 件/月

※ 「現状値 (H29)」に対応する H29 年度の実績値 : 4.5 件/月

R1 年度 (計画初年度) の実績値 : 4.5 件/月

2 「評価・検証の参考とする項目」の設定

- 「評価・検証の目安とする主な項目」のうち、以下の項目については、**重層的支援体制整備事業の創設に伴い、令和2年度をもって事業が終了**しました。

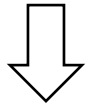
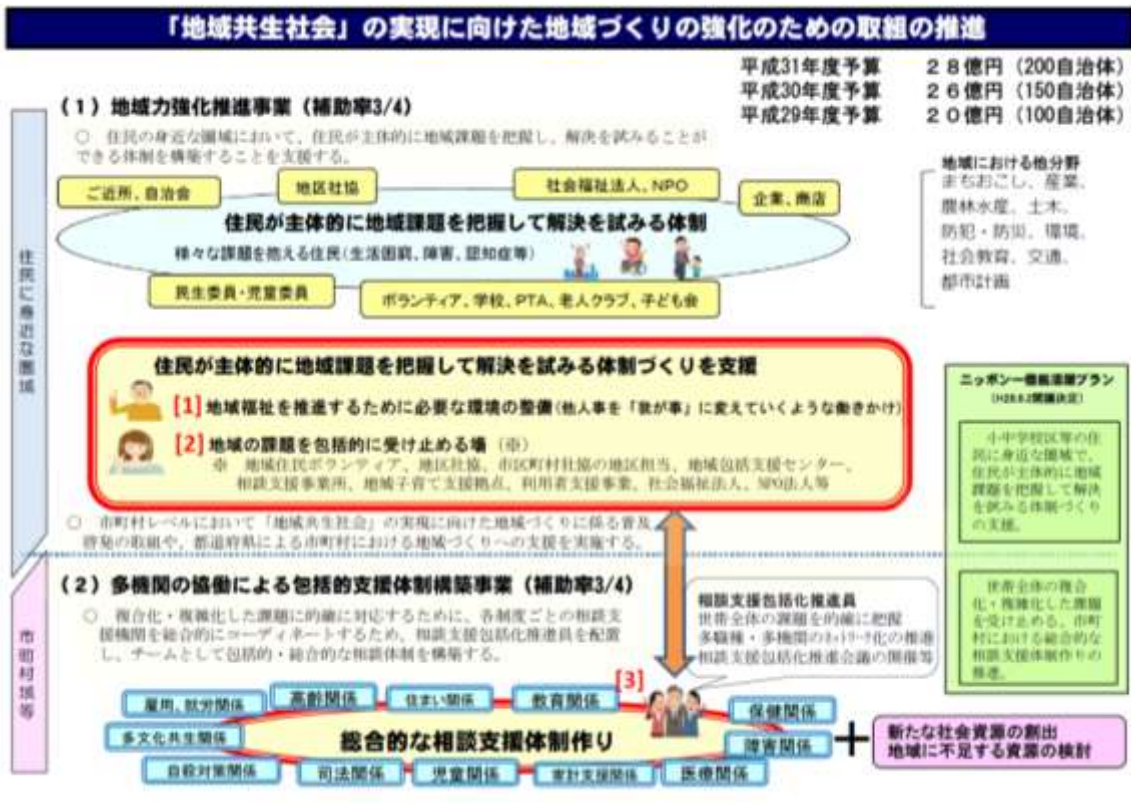
基本方向	項目名	現状値 (H29)
市町村の体制づくり	多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施している市町村数	4 市町村
福祉でまちづくり	地域力強化推進事業を実施している市町村数	4 市町村

- 重層的支援体制整備事業の創設に伴う「**施策の方向**」、「**評価・検証の目安とする主な項目**」の見直しは、**次期計画の策定時に検討**しますが、市町村における包括的な支援体制の整備や住民参画に向けた環境整備の取組等を評価・検証する際の参考として、新たに、**以下のとおり「評価・検証の参考とする項目」を設定**することとします。

【評価・検証の参考とする項目】

基本方向	項目名	現状値 (R3)
市町村の体制づくり	重層的支援体制整備事業を実施している市町村数	2 市町村
福祉でまちづくり	重層的支援体制整備事業を実施している市町村数【再掲】	2 市町村

(~令和2年度)



(令和3年度~)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

○ 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題がある。(※) 一つの世帯に複数の課題が存在している状態 (8050世帯や、介護と育児がダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態 (ごみ燃費など)

▼ 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼ 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○ このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

○ 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。

○ 新たな事業は実施を希望する市町村の手続きに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I~IIIの支援は必須

○ 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

新たな事業の全体像

(参考) モデル事業実施自治体数: H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

I 相談支援

包括的な相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応 (既存の取組の取組方法の拡充)

(狭間のニーズへの対応の具体例)

就労支援
見守り等区役所支援

生活困難者の就労支援に、経済的な困難状態になりやすくなる状態の者を受け入れる。等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の間接的関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や関係性の構築
- ・多分野のプラットフォーム構築など、交流・参加・学びの機会をコーディネート

→ 新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○ 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に關し、高齢、障害、子ども、生活困難の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困難分野の相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を問わない
相談・地域づくりの実施体制

※ I~IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が上がる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する関心が生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 広範的な円滑な対応につながる